

○札幌市北方自然教育園条例

〔平成6年12月16日〕
〔条例第40号〕

(設置)

第1条 本市は、市民が北国の自然環境の中で体験的・創造的に学習できる場を提供するとともに、動植物に関する標本の展示等を行うことにより、市民の教育及び文化の向上に資するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第30条の規定に基づき、札幌市南区白川に札幌市北方自然教育園（以下「教育園」という。）を設置する。

(事業)

第2条 教育園は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。
(1) 自然観察の場及び植物栽培に関する体験学習の場を提供すること。
(2) 昆虫、植物等の生態及び標本を展示すること。
(3) 市立学校に昆虫、植物等の生物を教材として提供すること。
(4) 市立学校の教職員を対象に自然観察、飼育栽培等に関する研修を実施すること。
(5) その他教育園の設置目的を達成するために必要な事業

(職員)

第3条 教育園に、必要な職員を置く。

(使用の承認)

第4条 教育園の実習室、工作室、果樹園、水田その他の教育委員会（以下「委員会」という。）が指定する場所（以下「実習室等」という。）を使用しようとする者は、あらかじめ委員会の承認を受けなければならない。
2 委員会は、前項の承認を与える場合において実習室等の管理運営上必要があると認めるときは、その使用について条件を付することができる。

(目的外使用等の禁止)

第5条 前条第1項の規定により使用の承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、実習室等を承認を受けた目的以外に使用し、その全部若しくは一部を転貸し、又はその権利を他に譲渡してはならない。

(特別設備の設置等の承認)

第6条 使用者は、実習室等の使用に当たって特別の設備を設け、又は特殊な物件を搬入しようとするときは、あらかじめ委員会の承認を受けなければならない。

(使用の不承認)

第7条 委員会は、次の各号の一に該当するときは、実習室等の使用を承認しない。
(1) 風俗又は公安を害するおそれがあるとき。
(2) 施設、備品等をき損し、又は滅失するおそれがあるとき。
(3) その他実習室等の管理運営上支障があると認めるとき。

(使用承認の取消し等)

第8条 委員会は、次の各号の一に該当するときは、使用承認の条件を変更し、又は使用の停止を命じ、若しくは使用の承認を取り消すことができる。

- (1) 使用者が、この条例又はこれに基づく規則に違反したとき。
- (2) 使用者が、使用承認の条件に違反したとき。
- (3) その他公益上やむを得ない事由が生じたとき。

(原状回復)

第9条 使用者は、その使用を終わったとき、又は使用を停止されたとき、若しくは使用の承認を取り消されたときは、その使用場所を原状に回復して返還しなければならない。
2 使用者が前項の義務を履行しないときは、委員会においてこれを代行し、その費用を使用者から徴収する。

(賠償)

第10条 教育園を使用する者が、施設、備品等をき損し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければながない。ただし、やむを得ない事由があると認めるときは、委員会は、賠償額を減額し、又は免除することができる。

(委任)

第11条 この条例の施行について必要な事項は、委員会が定める。

附 則

この条例の施行期日は、委員会が定める。

札幌市北方自然教育園条例の施行期日を定める規則を次のように制定する。

平成7年1月26日

札幌市教育委員会

委員長

教育委員会規則第 1 号

札幌市北方自然教育園条例の施行期日を定める規則

札幌市北方自然教育園条例（平成6年条例第40号）の施行期日は、平成7年2月12日とする。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。